

埼玉県シラコバト保護計画



(撮影 小峯 昇氏)

平成26年 3月

埼玉県

目 次

第1	埼玉県シラコバト保護計画の策定に当たって	-----	1
第2	シラコバトについて	-----	2
第3	本県におけるシラコバトの現状	-----	3
1	過去の生息状況		
2	現在の生息状況	-----	
3	動物園等における飼育状況		
第4	推察される生息数減少の要因	-----	1 2
1	市街化による影響		
2	畜舎の減少と管理徹底		
3	天敵の増加		
4	種間関係		
第5	計画の目的	-----	1 4
第6	計画の区域	-----	1 4
第7	計画の内容	-----	1 4
1	基本方針		
2	生息域内保全の推進		
3	生息域外保全の推進		
4	普及・啓発		
第8	シラコバト保護対策検討会議	-----	1 8
【参考文献】		-----	1 9
【付録】	文化財保護法に基づく諸手続について	-----	2 0

第 1 埼玉県シラコバト保護計画の策定に当たって

シラコバトは、我が国には江戸時代に人為的に持ち込まれ、埼玉県の東部地域を中心に定着したと考えられているが、昭和 31 年（1956 年）に、国内における希少性から「越ヶ谷のシラコバト」として国の天然記念物に指定された。また、昭和 40 年（1965 年）には埼玉県の「県民の鳥」に指定され、以来、県のシンボルとして親しまれている。

平成 20 年度に日本野鳥の会が実施した調査報告において、生息域の縮小と個体数の減少が示された。埼玉県では平成 24 年度以降シラコバト生息状況調査を実施するとともに、シラコバト保護対策検討会議を立ち上げシラコバトの保護対策を検討している。

本計画は、国の天然記念物であり「県民の鳥」として親しまれているシラコバトを、将来にわたって県のシンボルとして安定的に保全するための方策を検討し、取りまとめたものである。

なお、本計画を策定するに当たっては以下の会議を開催し、関係機関及び有識者の意見を聴取した。

第 1 回シラコバト保護対策検討会議

平成 24 年 12 月 19 日（埼玉県庁環境部会議室）

第 2 回シラコバト保護対策検討会議

平成 25 年 3 月 14 日（埼玉会館 6 C 会議室）

第 3 回シラコバト保護対策検討会議

平成 25 年 5 月 27 日（埼玉県庁環境部会議室）

第 4 回シラコバト保護対策検討会議

平成 26 年 2 月 4 日（埼玉教育会館 103 会議室）

【シラコバト保護対策検討会議委員（敬称略）】

埼玉県こども動物自然公園

埼玉県大宮公園小動物園

狭山市智光山公園こども動物園

キャンベルタウン野鳥の森

公益財団法人 埼玉県生態系保護協会

埼玉県鳥獣保護員

小荷田行男

埼玉県鳥獣保護員

橋口 長和

NPO 法人自然観察指導員埼玉 代表理事

小峯 昇

越谷市環境経済部環境政策課
埼玉県教育局生涯学習文化財課
埼玉県環境科学国際センター
埼玉県越谷環境管理事務所
埼玉県環境部みどり自然課

助言者

東京大学大学院准教授（埼玉県文化財保護審議会委員） 石田 健

第2 シラコバトについて

シラコバト (*Streptopelia decaocto*) は、ハト目ハト科に属するキジバトの仲間で、やや小型で尾が長く、体色はキジバトと比べ淡い灰褐色～紅灰褐色をしており、首に黒い横線が走っているのが特徴である。世界では、中央アジアや北アフリカを中心に広く分布し、ヨーロッパや北米にも進出している。国内では、江戸時代に人為的に持ち込まれ、本県の東部地域を中心とした関東平野に定着したとする説が有力となっている。

江戸時代には、埼玉県東部から千葉県にかけての広い範囲が将軍家や紀伊徳川家の御猟場となっており、その獲物として導入されたシラコバトが多数生息していたと考えられている。その後、明治維新により狩猟が解禁されたことや、戦中・戦後の乱獲によって個体数が激減し、一時は越谷市の宮内庁埼玉鴨場周辺に数十羽が認められるだけになった。

これを受け、昭和22年（1947）の狩猟法改正で狩猟鳥から除かれ、昭和31年（1956）には「越ヶ谷のシラコバト」の名称で国の天然記念物に指定された。なお、指定名称は「越ヶ谷の」となっているが、地域を定めない種としての指定であり、指定理由は「特有の産ではないが日本著名の動物としてその保存を必要とするもの」及び「家畜以外の動物で海外より我が国に移植され現時野生の状態にある著名なもの」とされている。

その後は、順調に個体数を回復して分布範囲を広げ、昭和57年（1982）の県教育委員会の報告では推定生息個体数約1万羽、分布は東京・埼玉・千葉・茨城・栃木の1都4県に及ぶことが確認された。昭和40年（1965）には愛鳥思想の普及を目的に「県民の鳥」に指定され、平成16年（2004）にはシラコバトをモデルにした埼玉県のマスコット「コバトン」ができるなど、県のシンボルとして親しまれてきた。

しかし、平成12年（2000）頃を境に、県東部の各地で見られたシラコバ

トが減少していることが指摘されるようになった。日本野鳥の会や県環境部による調査の結果、個体数減少と低密度化が確認され、野生状態での絶滅が危惧される状況となっている。埼玉県レッドデータブック 2008 動物編では絶滅危惧Ⅱ類に区分されており、環境省レッドリストでは平成 24 年(2012)の改訂で絶滅危惧Ⅱ類からⅠB類にランクが引き上げられている。

第3 本県におけるシラコバトの現状

1 過去の生息状況

(1) 分布・個体数の変遷

シラコバトの今後の保護方策を考えるに当たり、過去の分布・個体数の変遷とその要因について、改めて確認しておく必要がある。

小杉(1965, 1972)や埼玉県教育委員会(1982)は、シラコバトの歴史を4期に分け、歴史及び分布・個体数の変遷についてまとめている。

今回は、これを踏襲した上で、平成12年(2000)頃からの減少期を加えた5期に整理し、改めて各期の特徴と変遷を記述することとする。

ア【増殖期】 移入? ～ 江戸時代(～1867)

シラコバトの起源については、飼鳥として輸入されたものが逸出あるいは鷹狩の獲物として放鳥された(高島 1957, 小杉 1972)、弥生時代以降に大陸から自然伝播した(伏原 1977)等、諸説ある。最近では、分子系統学的研究の知見も取り入れた「日本鳥類目録 改訂第7版」(日本鳥学会 2012)において、関東の個体群は移入起源であるとする説が採られている。

いずれにしても、宇田川(1949)は「徳川時代には関東平野の全域に分布して居た事が古文献により推測される」としており、鉄砲所持の禁止や、県東部～千葉県に広がっていた将軍家・紀伊徳川家などの御鷹場における保護政策により、江戸時代には分布・個体数を増やしていたと考えられている。

イ【漸減期】 明治時代 ～ 第2次世界大戦前(1868～1944)

明治維新後の狩猟解禁後は、江戸時代の反動もあって野生鳥獣の乱獲が行われ、コウノトリ、トキ、ニホンオオカミ等、多くの野生鳥獣が減少期を迎える。シラコバトについても、大正9年(1920)頃の鳥市場で死体が山積になるほど入荷されていたという報告(三島 1957)もあり、狩猟がシラコバトの生息に大きな影響を及ぼしていたことがうかがえる。唯一の例

外として、越谷市を含む江戸川流域が明治 16 年 (1883) に「江戸川筋御猟場」として禁猟区に指定されたことにより、この地域を中心にシラコバトが残されていくことになる。

昭和 2 年、後に天然記念物の指定に関わることになる黒田長禮は、シラコバトの減少を初めて報告し、狩猟鳥からの除外と天然記念物の指定を提案した (黒田 1927)。この文献には、埼玉県 (北葛飾郡・埼玉郡・北足立郡)、千葉県 (東葛飾郡)、東京都 (南足立郡・北豊島郡・南葛飾郡) の地名が示され、シラコバトの分布を明示した最初の報告となっている。

越谷の鴨場周辺では、1000 m²あたり 10~15 羽を確認できたという記録 (宇田川 1949) があるが、東京や千葉では局所的に少数羽しか見られなくなり、明治維新から約 70 年で、1 都 2 県の限られた地域に分布するのみとなった。

ウ【激減期】 戦中・戦後 ~ 天然記念物指定前 (1945~1955)

第 2 次世界大戦末期~終戦にかけて、極度に悪化した食糧事情から、捕らえやすいシラコバトは以前にも増して乱獲され、個体数を減らしていく。終戦後、昭和 22 年 (1947) には狩猟法施行規則が改正され、シラコバトは狩猟鳥から除かれたが、昭和 23 年 (1948) の越谷周辺では、御猟場を中心とした半径 2km に約 60 羽が確認されたに過ぎなかったという (宇田川 1949)。

この報告を機に、各地の残存個体が報告されるようになるが、千葉県市川市にある新浜御猟場では昭和 31 年 (1956) (三島 1957)、東京都府中市では昭和 25 年 (1950) 頃の記録 (東京都公害局 1975) を最後に報告例が途絶えた。

越谷周辺でも個体数の少ない状況が続き、昭和 29 年 (1954) に文化財保護委員会専門委員として調査を行った黒田長禮は僅か 22 羽を認めたに過ぎず、昭和 31 年 (1956)、シラコバトは天然記念物に指定されるに至る。

エ【漸増期】 天然記念物指定後 ~ 平成 12 年頃 (1956~2000 頃)

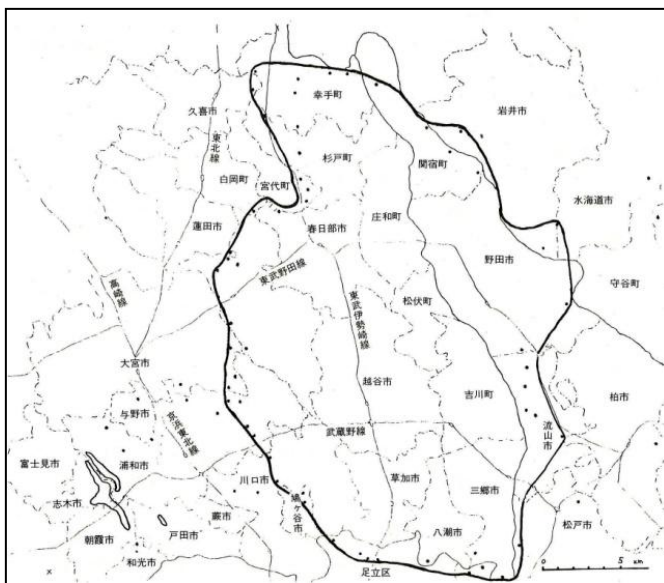
その後は、狩猟鳥から除かれ世相も安定してきたことから個体数を増やし、昭和 36 年 (1961) に 160 羽 (小杉 1965)、昭和 38 年 (1963) に 193 羽 (宇田川 1967)、昭和 41・42 年 (1966-1967) に 399 羽 (県農林部林務課 1967)、昭和 42・43 年 (1967-1968) には 580 羽 (黒田 1969) が報告されている。

分布範囲も、指定当時の御猟場を中心とした半径 2km (宇田川 1949) から、昭和 36 年 (1961) には半径 4.5km (小杉 1965) に広がり、宅地化によ

る分布変化を伴いつつも、次第に春日部市、松伏町、吉川町（現・吉川市）の一部にも見られるようになる。昭和 42～43 年（1967-1968）の調査では、庄和町（現・春日部市）、三郷町（現・三郷市）、岩槻市（現・さいたま市）や千葉県野田市にも広がり、分布面積は約 90 平方 km に達した（黒田 1969）。

昭和 53～56 年（1978-1981）の調査では、分布範囲は東京・埼玉・千葉・茨城・栃木の 1 都 4 県 500 平方 km に及び、個体数は約 1 万羽と推定された（県教育委員会 1982）。この報告書には、急速な分布拡大について、30 年ほどでシラコバトがヨーロッパ全土（2000km 以上）に広がった事例が紹介され、大きな状況変化がない限りこの傾向が続くと予想されている。一方で、市街化の進行によりシラコバトが減少した地域もあり、また、採餌を従来の畑などではなく養鶏場に依存している個体群も多いことが指摘され、今後さらなる市街化により養鶏場が減少すれば、これらの養鶏場依存個体群は消滅することが示唆されている。

この後、しばらく分布・個体数の調査は行われなかったが、平成 12・13 年（2000-2001）に行われた調査では、分布面積が 1000 平方 km 以上に達していたことが報告された（橋口ほか 2008）。



昭和 55・56 年（1980-1981）の分布範囲



分布の変遷
(県教育委員会 1982)

オ【減少期】 平成 12 年頃 ～ 現在（2000 頃～）

平成 12 年（2000）頃を境に、県東部の各地で見られたシラコバトが減少していることが指摘されるようになる。

日本野鳥の会会員による平成 20・21 年（2008-2009）の調査の結果、分布面積は 150 平方 km、下限個体数は 68 羽（越冬期）と、面積・個体数とも

急減していることが報告された（小荷田ほか 2011）。要因としては、鳥インフルエンザ対策として畜舎への野鳥の侵入防止が徹底されたことが、分布域の縮小に影響したと考察されている。

これを受けて県環境部では、平成 24 年度（2012-2013）に生息状況調査を実施し、分布面積は昭和 53～56 年（1978-1981）の調査結果から大きく縮小し島状に孤立し、個体数も極めて少ないことが明らかとなった（後述）。

（2）生活様式の変化

過去の分布・個体数の変動と関係が深く、今後の保全策検討に当たっても重要となるシラコバトの生活様式の変化について概観する。

ア 耕作地随伴型の時代

江戸時代から戦後しばらくの間は、シラコバトは関東平野の農村環境に適応した暮らしを行っていたと考えられている。

過去の文献には、「周年見られ多数繁殖する。営巣は村落付近の林・農家の樹木等に多い」（野口 1943）、「耕作地随伴型の生活型をもつ鳥であり、採餌場としての広い耕作地、営巣場所・埒としての屋敷林、水場としての河川の存在が重要」（黒田 1969）との記述がある。

県農林部林務課（1967）にも生息地に共通する特徴として以下の 3 点が挙げられている。

1. 餌場となる耕作地がある
2. 埒あるいは営巣地となる防風林・竹林・宅地林等がある
3. 水のみ場となる細い水路がある

県教育委員会（1982）は、埒から採取したフンの分析からイネ科・カヤツリグサ科の野草や蔬菜類を多く食べていることを明らかにし、また農家への聞き取り調査により、畑では豆類、トウモロコシ、野菜類を採食していることを報告した。耕作地や、耕作地周辺の開けた場所を餌場としていることを示す報告といえる。

営巣場所については、屋敷林や庭木の様々な樹木（高さ 2～4m 中心）を利用していることに加え、屋根裏や鉄骨といった人造物への営巣も半数近くあったことが報告されており（県教育委員会 1982）、必ずしも農家建築・屋敷林が必要というわけではないようである。

原産地である中央アジアには、砂漠・ステップなどの乾燥地帯が多いことから、シラコバトは森林性の鳥ではないことが予想でき、日本のような多湿の気候において、年間を通して自立した採餌環境を確保することは困難と考えられる。狩猟の影響により減少した時代はあったが、基本的には

シラコバトは平坦な田畑の広がる関東平野の農村地帯の二次的環境に適応し、広く生息してきたものと考えられる。

イ 養鶏場依存へのシフト

埼玉県教育委員会（1982）は、越谷市周辺で実施した鳥相調査の結果、従来の説のとおり「餌場としての耕作地、埒・営巣地としての樹林地、水場」が重要であることを裏付けた。「市街化の著しいメッシュでも、採餌場となる養鶏場があり樹木やオープンスペースの多い団地や工業団地、公園や社寺のある場所では、シラコバトが相当数生息する」結果を報告した。

さらに、個体数と土地利用との関連を検討した結果、個体数と養鶏場の数に相関があることを指摘するとともに、フンの分析や農家・養鶏場への聞き取り調査からも、畑の豆類等に加えて養鶏場の飼料も採餌していることがわかった。

以上より、狩猟対象からの除外と天然記念物指定により狩猟の影響から解放されて着実に分布を広げていった一方で、戦後の県東部の市街化に伴い、シラコバトの採餌場所は従来の畑や農家周辺から、養鶏場及び市街地周辺のオープンスペースにシフトしていったと考えられる。

2 現在の生息状況

日本野鳥の会会員による面積・個体数急減の報告（小荷田ほか 2011）を受けて、今後の保護方策検討のための基礎データとして、県環境部では平成 24 及び 25 年度にシラコバト生息状況調査、平成 25 年度に行動実態調査を実施した。

（1）平成 24 及び 25 年度シラコバト生息状況調査

- ア 調査目的 県内における分布域及び個体数の把握
- イ 調査期間 24 年度繁殖期（平成 24 年 6 月 1 日～8 月 1 日）
24 年度越冬期（平成 24 年 12 月 1 日～平成 25 年 1 月 31 日）
25 年度越冬期（平成 25 年 12 月 1 日～平成 26 年 1 月 31 日）
- ウ 調査地点 目撃情報のあった地点及び過去に生息していた地点
（1:25000 地形図を 4 等分したブロック、約 5km 四方）
- エ 調査方法 下限生息個体数推定のための定点調査（30 分カウント）
- オ 調査結果

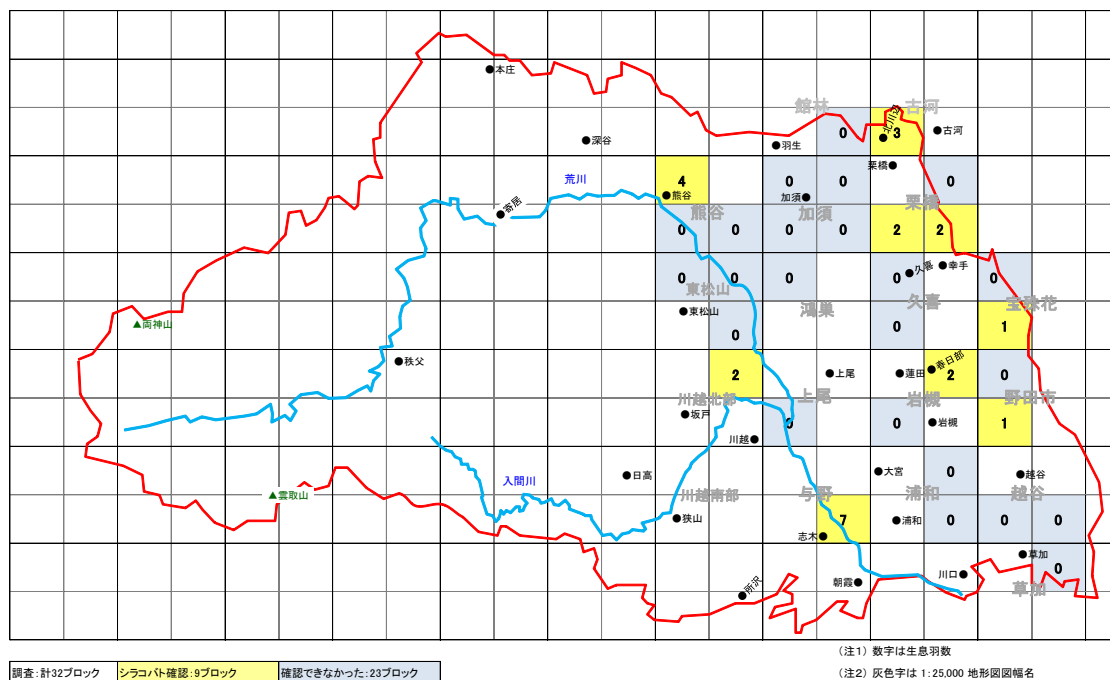
24 年度繁殖期は 32 調査ブロック中 9 ブロック、24 年度越冬期は 36 調査ブロック中 12 ブロック、25 年度越冬期は 19 調査ブロック中 16 ブロックで生息が確認された。面積はそれぞれ 225 平方 km、300 平方 km、400

平方 km であり、昭和 55・56 年の 492 平方 km（県教育委員会 1982）や平成 12・13 年の 1094 平方 km（橋口ほか 2008）から大きく減少していた。

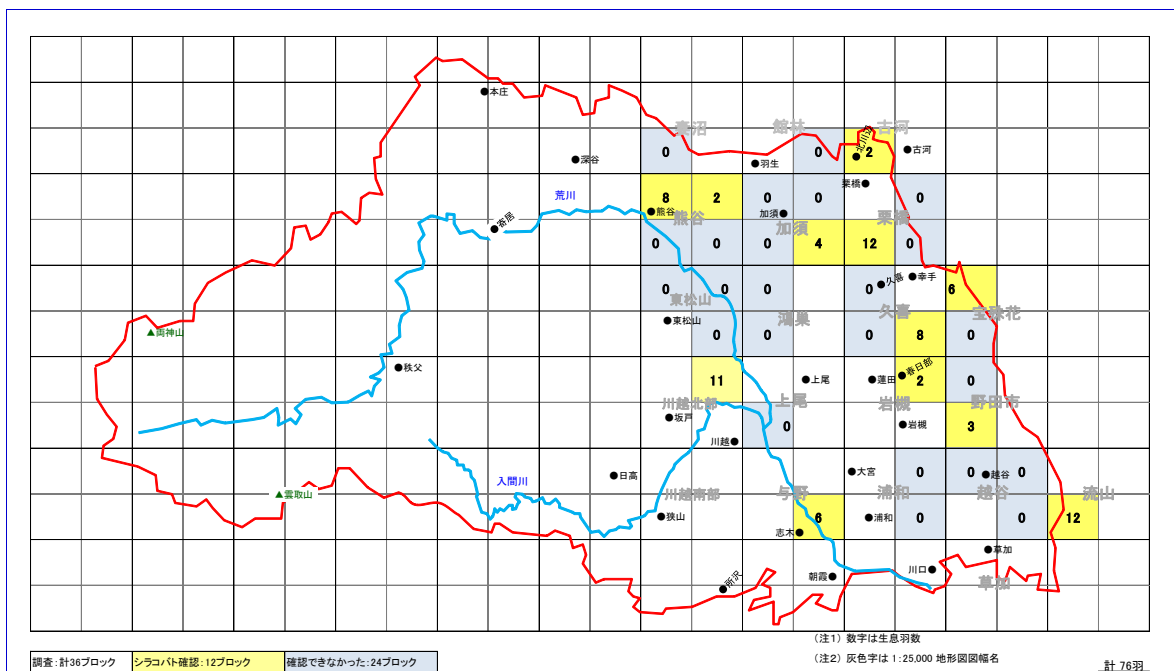
下限個体数は、24 年度繁殖期 24 羽、24 年度越冬期 76 羽、25 年度越冬期 107 羽であり、昭和 42・43 年の 580 羽（黒田 1969）、昭和 55・56 年の推計 1 万羽（県教育委員会 1982）から激減していることが明らかとなった。

新たな知見として、従来知られている畜舎周辺に加え、定期的に草刈りが実施されている草地（河川堤防など）においても生息が確認された。

<平成 24 年度繁殖期：9 ブロック、24 羽>



<平成 24 年度越冬期：12ブロック、76羽>



<平成 25 年度越冬期：16ブロック、107羽>

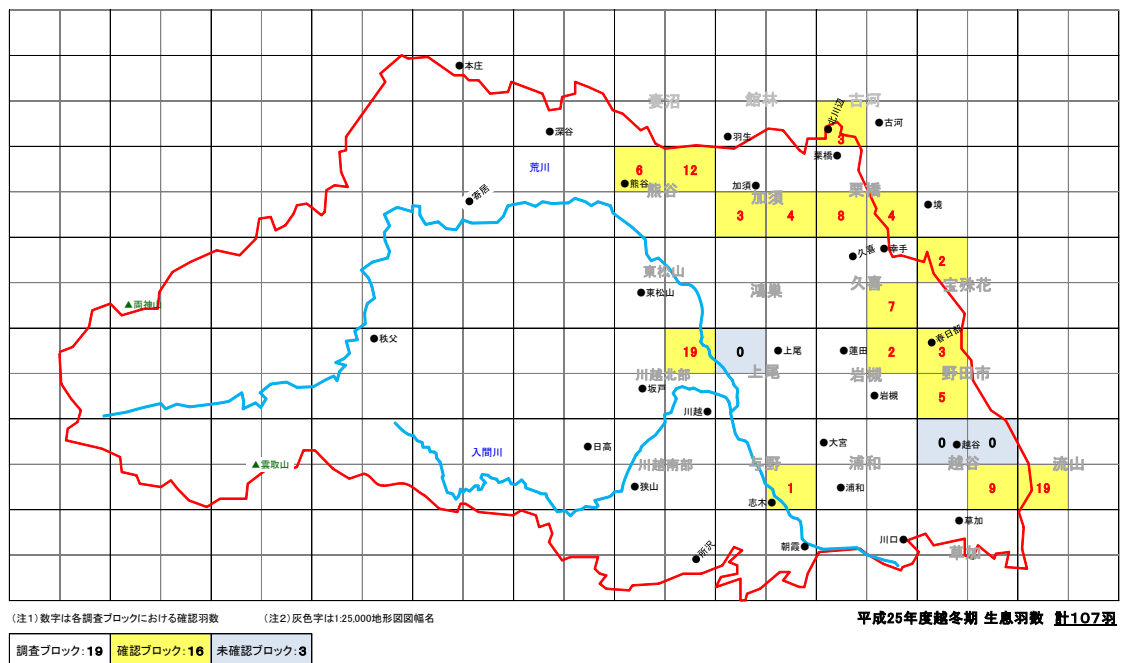


表1 これまでのシラコバト調査結果の推移

年月	分布面積 (km ²)	個体数 (羽)	個体数密度 (羽/km ²)	調査地域 (調査面積)	観察者
1948.2	12.6	60	4.76	越谷	宇田川 龍男
1950.2	12.6	80	6.35	(同上)	(同上)
1959.8	—	141	—	越谷	宇田川 孝一
1960	21以上	161	9.6	越谷、松伏(40km ²)	小杉 昭光
1963.1	—	193	—	越谷	宇田川 孝一
1966.8	52以上	542	10.6	越谷、吉川(81km ²)	(同上)
1966.8～1967.2	—	399	19.4	越谷、松伏(40km ²)	小杉 昭光
1967.10～1968.6	90	580	6.4	春日部、越谷、松伏、吉川など(146km ²)	黒田 長久
1979.4～1982.3	492	—	—	埼玉県東部とその隣接地(1200km ²)	埼玉県教育委員会
2000.1～2001.12	1,094	—	—	荒川以東の埼玉県東部とその隣接地	橋口長和ほか
2008.5～7	375	46	8.2	埼玉県東部とその隣接地(1225km ²)	小荷田行男ほか
2008.12～2009.1	150	68	5.2	埼玉県東部とその隣接地(1275km ²)	小荷田行男ほか
2012.6～7	225	24	—	埼玉県東部(800km ²)	本調査
2012.12～2013.1	300	76	—	埼玉県東部(875km ²)	本調査
2013.12～2014.1	400	107	—	埼玉県東部(475km ²)	本調査

注1) 本調査では分布面積、調査面積は該当する調査ブロックの面積とした。

注2) 「—」は当該調査時、調査対象項目でなかったことを示す。

注3) 本表で示した「個体数密度」とは、調査員が2Km/時で歩き、左右両側500m又は1Kmの幅に現れた個体数をカウントするラインセンサスの調査結果を示す。

(2) 平成 25 年度シラコバト行動実態調査

- ア 調査目的 シラコバトの行動圏及び採餌行動等の把握
- イ 調査期間 平成 25 年 10 月 7 日～平成 26 年 2 月 28 日 (非繁殖期)
- ウ 調査地点 春日部市・越谷市周辺
(平成 24 年度調査でシラコバトの生息が確認され、その後も継続的に目撃情報が寄せられている地点)
- エ 調査方法 生息個体群を追跡し、行動圏及び採餌行動等を調査
- オ 調査結果

調査地点において、5羽のシラコバトの生息が確認された。これら個体群は畜舎等には依存せず、公園や工場、農耕地を中心に生息していた。

生息個体群の非繁殖期の行動範囲は概ね35ha (約600m四方) であった。

採食場所は公園内や農耕地が主で、雑草の種子や水田の落ち穂を採食していた。ねぐらは公園内の照葉樹にとっており、警戒行動の際の退避場所として工場の敷地内を利用していた。

3 動物園等における飼育状況

現在、県内4つの動物園等においてシラコバトを飼育し、環境教育及び普及啓発の推進に貢献している。これらの施設は、種の保存、すなわち絶滅を防ぐ役割を担っているとともに、今後の生息域外保全を考える上でも重要な拠点となると考えられる。

県内で飼育されているシラコバトは全て、かつて県養鶏試験場（日高市）で飼育・繁殖されたものが起源である。昭和41年（1966）、県農林部林務課による生態調査で4羽が捕獲された記録があるほか（県農林部林務課1967、現状変更許可記録）、昭和43・44年（1968-69）には寄居町、日高町（現・日高市）、新座町（現・新座市）で各20羽程度の放鳥が行われ、また県養鶏試験場で人工孵化に成功したとの記録があり（県教育委員会1982）、この頃から県養鶏試験場において飼育繁殖が続けられてきた。

その後、平成8年（1996）に県養鶏試験場が県農林総合研究センター畜産試験場（当時、熊谷市）に組織改編・移転されたのを機に、各動物園に順次シラコバトの譲渡が行われた。平成23年（2011）に大宮公園小動物園に39羽が譲渡されたことを最後に、県農林総合研究センターにおけるシラコバトの飼育が終了した。

【県内施設における飼育状況】

施設名	所在地	受け入れ			現在 羽数※
		年	譲渡元	羽数	
狭山市智光山公園 こども動物園	狭山市	平成13年	農林総合研究センター	2	38
埼玉県 こども動物自然公園	東松山市	平成20年	農林総合研究センター	4	4
大宮公園小動物園	さいたま市	平成22年	こども動物自然公園	4	50
		平成23年	農林総合研究センター	39	
越谷市大吉公園 キャンベルタウン 野鳥の森	越谷市	平成20年	農林総合研究センター	4	8
		平成23年	農林総合研究センター	4	
		平成25年	こども動物自然公園	2	

※平成25年12月末現在、計100羽

第4 推察される生息数減少の要因

1 市街化による影響

明治以降、シラコバト減少の主要因は、狩猟の影響にあった（黒田 1927, 宇田川 1949）。新たな危機として生息環境の破壊（農村の都市化）を指摘したのは、小杉（1965）である。昭和 30 年（1955）頃からの高度経済成長により県東部でも都市化が進行し、昭和 53～56 年（1978-1981）の調査においても、市街地が多く畑や緑のある住宅地が少ないメッシュでは生息密度が低いことが報告されている（県教育委員会 1982）。

従来の耕作地随伴型の行動様式を考えると、耕作地の減少は餌場としての畑やオープンスペースの減少を、屋敷林等の減少は埒・営巣地の減少を、河川の直線化、コンクリート護岸化、暗渠化は水のみ場の消失を意味する。餌場となる養鶏場があるなどの特殊な事情がない限り、市街化の進行に伴い、シラコバトの生息は難しくなると考えられる。

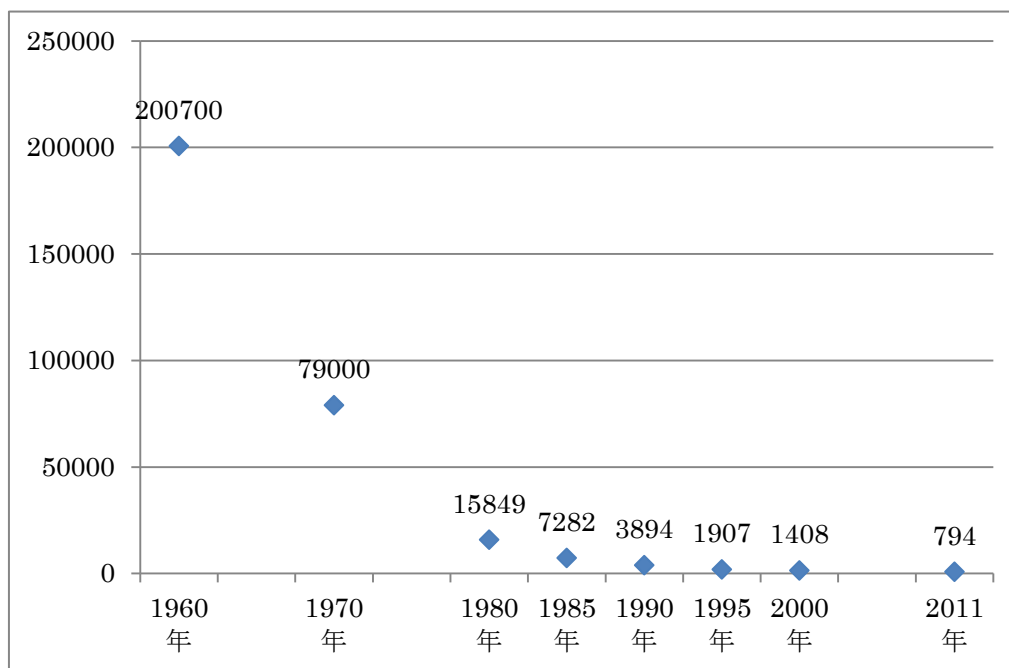
平成 24 年度の生息状況調査においても、市街化が著しい地域では記録がなく、市街地で確認されたのは近くに採餌場所となる畜舎や河川敷等のある場所に限られていた。

2 畜舎の減少と管理徹底の影響

県教育委員会（1982）で報告された養鶏場等の畜舎依存の傾向は、その後も続いたと考えられる。小荷田ほか（2011）でも畜舎を中心とした分布が報告され、平成 24 年度の生息状況調査においても畜舎に依存していると考えられる報告事例が多数あった。

しかし、県内の家畜飼養戸数は昭和 35 年（1960）200,700 戸から平成 23 年（2011）794 戸に激減。さらに平成 16 年（2004）の国内での高病原性鳥インフルエンザ発生を機に、畜舎への野鳥の侵入防止が一層徹底されるようになった。

小荷田ほか（2011）は、畜舎の減少に加えて、畜舎への侵入が遮断されたことが、シラコバトの分布域縮小に大きく影響した可能性があることを指摘している。



県内の家畜飼養戸数の変遷（県農林部資料より）

3 天敵の増加

小杉は、天然記念物指定後のシラコバト増加の原因として、都市化に伴うオナガの減少を指摘している（埼玉県教育委員会 1978）。オナガはシラコバトと同じような環境に営巣する上に、卵を食害するので重要な天敵となっていたという。県教育委員会の調査（1982）でも、このことが裏付けられている。

また、シラコバトは他のハト類と比べて飛翔能力が弱いとされており、都市部において天敵となるオオタカやハシブトガラスなどが増加していることが、シラコバトの生息に影響を及ぼしている可能性がある。オープンスペースで採餌を行う際の直接的な被害に加えて、巣の被害や、ストレスによる繁殖放棄なども考えられる。

4 種間関係

ハト科の種間関係、すなわち同じハト科であるドバト、キジバトとの競合関係の有無については、シラコバトが準住宅地～準農耕地、ドバトが住宅地～準住宅地（農耕地も採餌場として利用）、キジバトが農耕地中心（都市環境にも適応）と、互いに住み分けている傾向が報告されており（県教育委員会 1982）、生息数減少の要因になっている可能性は小さいと考えられる。

第5 計画の目的

本計画は、シラコバトの生息状況を把握し、生息域内外で保護・増殖することにより、国の天然記念物であり「県民の鳥」として親しまれているシラコバトを将来にわたって県のシンボルとして安定的に保全することを目的とする。

シラコバトが海外からの移入種であることも指摘されているが、江戸時代以前から生息していたことは確かである。県東部の平野部の農村環境に適応して生息し、古くから保護の取組が行われ県民に親しまれてきた歴史的経緯も踏まえて、埼玉県を自然・文化を象徴する県のシンボルとして保護していくことが望ましい。

なお、「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」（外来生物法）では、明治元年以降に日本に導入された生物を対象としており、それ以前の時代の生物については確かな記録を確認するのが困難という理由で対象外としている。

第6 計画の区域

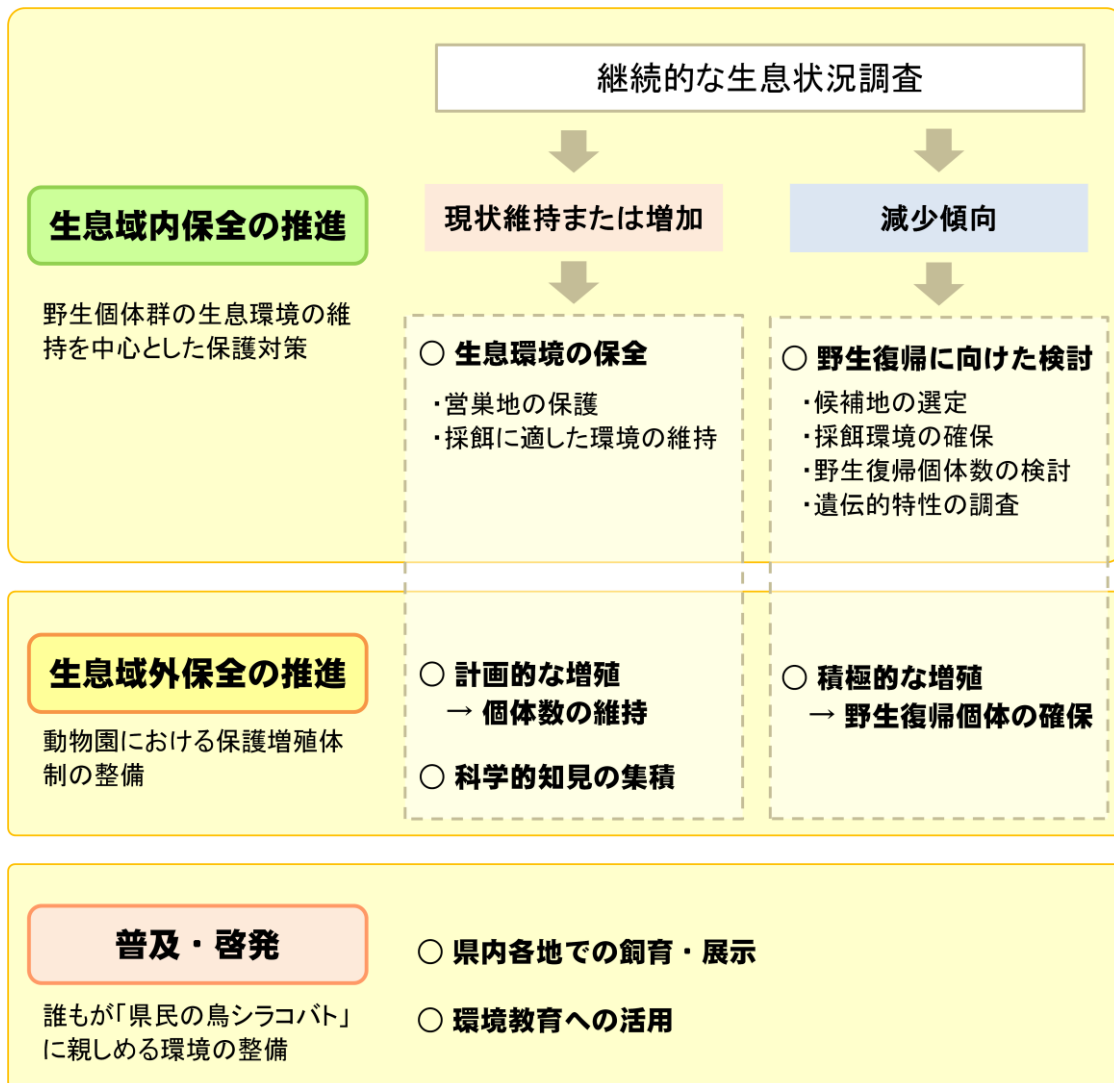
本県東部地域を中心とするシラコバト分布域並びに第7の3により生息域外保全対策を行う区域

第7 計画の内容

1 基本方針

現在生息が確認されている野生個体群については、継続的に個体数の推移を見守ることとする。その上で、将来野生生息数がさらに減少した場合には、飼育個体の野生復帰も視野に入れ、第3の3で挙げた動物園等における保護増殖体制を強化し、野生復帰に必要な羽数まで飼育個体数を増やしていく。

また、県内各地で分散飼育し、広く一般県民に公開することで、誰もが「県民の鳥シラコバト」に親しめる環境を整備する。



2 生息域内保全の推進

(1) 野生個体群の生息状況等の把握

シラコバトの保護増殖を適切かつ効果的に推進するために、以下の調査等を継続的に実施することにより、野生個体群を取り巻く状況に関する情報の収集及び実態の把握に努める。

ア 目撃情報の収集

県ホームページ等を活用し、広く県民からシラコバトの目撃情報を収集する。

イ 生息個体数の調査

アで得られた情報をもとに現地調査を実施し、各地点における生息個体数を調査する。

ウ 生息環境の把握

シラコバトの生息が確認された各地点の周辺環境を調査し、畜舎・建物

等の有無、採餌行動の有無、植物の生育状況等を確認する。

エ 個体群の行動調査

畜舎に依存しない、いわゆる自活していると考えられる個体群の行動調査を実施し、シラコバトの生息に適した環境及び餌場となる環境の植生調査を実施し、その維持について検討する。

(2) 野生生息数が現状維持あるいは増加傾向の場合

(1) の調査等の結果、野生生息数の維持あるいは増加傾向が確認された場合は、生息域内における生息環境の維持を中心とした保護対策を推進する。

シラコバトの安定した存続のためには、営巣及び採餌環境を良好な状態に保つことが必要であることから、(1) で得られた知見等に基づき、営巣地、採餌地等の環境保全に配慮する。

これまでの調査報告や観察例から、埤や営巣場所については比較的適応能力が高いと考えられ、主に採餌環境が重要なポイントとなると考えられる。

(3) 野生生息数が減少傾向の場合

将来的に野生生息数のさらなる減少傾向が確認された場合には、飼育個体の野生復帰を視野に入れ、環境省「絶滅のおそれのある野生動植物の野生復帰に関する基本的な考え方」に基づき、野生復帰候補地、採餌環境の確保、適正な野生復帰個体数、生息域内個体群の遺伝的特性等について調査・検討する。野生復帰の必要性・可能性について十分に議論した結果、野生復帰の実施を判断した場合には、「野生復帰実施計画」を策定する。

かつて県農林部林務課によって昭和 43・44 年（1968-69）に寄居町、日高町（現・日高市）、新座町（現・新座市）で各 20 羽程度放鳥された記録があるが、定着には至っていない。従来の生息地である県東部は都市化が進行していることから、野生復帰実施に当たっては、候補地の選定において、営巣環境・採餌環境を検討した上で、かつて分布を広げつつあった県北部なども視野に検討する必要がある。

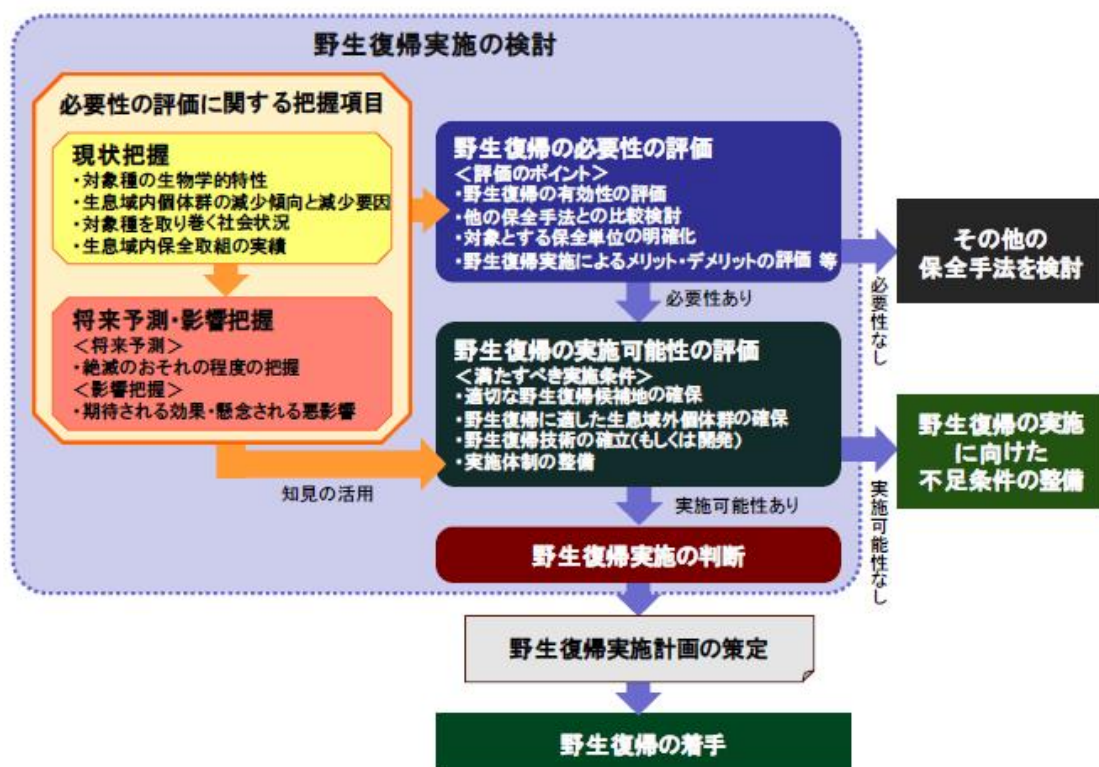


図 野生復帰実施に至る検討フロー

(環境省「絶滅のおそれのある野生動植物の野生復帰に関する基本的な考え方」)

3 生息域外保全の推進

(1) 生息域外保全の目的

第3の3で挙げた動物園等をシラコバト保護増殖施設と位置づけ、以下の目的により生息域外保全を推進する。

- ア 分散飼育による種の保存
- イ 将来の野生復帰に備えた個体の確保
- ウ 飼育展示による普及・啓発

(2) 野生生息数が現状維持あるいは増加傾向の場合

2の(1)の調査等の結果、野生生息数の維持あるいは増加傾向が確認された場合は、飼育下におけるシラコバトの計画的な飼育繁殖による一定の個体数の維持を図るとともに、飼育繁殖によって得られた個体を4の飼育・展示に活用する。

あわせて、シラコバトの生態、飼育・繁殖技術等の科学的知見を集積する。

なお、現在飼育されている個体は全て県農林総合研究センター畜産試験場由来であり、昭和41年(1966)に捕獲された4羽から繁殖されたものである。そのため、飼育個体の遺伝的多様性や個体間の血縁評価についても検討する必要がある。

(3) 野生生息数が減少傾向の場合

将来野生生息数が減少した場合に備え、繁殖に必要な体制を整備し、必要に応じて積極的な飼育繁殖により野生復帰に適した個体を確保する。

動物園等における飼育例や過去の分布拡大の状況から、シラコバト本来の繁殖力・分布拡大能力は小さくなく、適切な環境下での増殖は比較的容易であると推察される。

4 普及・啓発

(1) 県施設等での飼育展示・剥製展示

3で得られた繁殖個体を県内各地の県施設等で分散飼育し、広く一般県民に公開することで、誰もが「県民の鳥シラコバト」に親しめる環境を整備する。

また、飼育中に死亡した個体から制作した剥製などを活用し、各地の自然体験施設や博物館等でシラコバトについての普及・啓発に努める。

(2) 県内教育施設等での飼育

3で得られた繁殖個体の飼育を県内小・中・高等学校に依頼し、児童・生徒に「県民の鳥シラコバト」を知ってもらうとともに、生物多様性保全への理解を醸成する。

(3) 環境教育への活用

「県民の鳥シラコバト」を通じて身近な野生生物や自然環境に関心を持ってもらうことを目的に、学校向けのチラシ等を作成するなど、環境教育への活用を図る。

第8 シラコバト保護対策検討会議

シラコバト保護対策については、県関係者及び有識者等で構成されるシラコバト保護対策検討会議において随時検討し、関係者の情報の共有と合意形成を図るものとする。

また、シラコバトの生息状況や生息環境等の変化に応じ、本計画の見直しについて検討する。

【参考文献】

- 伏原春男（1977）シラコバト補遺．野鳥，42（5）．日本野鳥の会．
- 橋口長和・田辺八州雄・玉井正晴（2008）2000-2001 年におけるシラコバトの分布と生息地．Strix，26．日本野鳥の会．
- 環境省自然環境局野生生物課（2012）環境省版第4次レッドリスト．
- 小杉昭光（1965）シラコバトの消長の歴史的考察．埼玉生物，5．埼玉県高等学校生物研究会．
- 小杉昭光（1972）天然記念物“越谷のシラコバト”．動物と自然，2（2）．ニュー・サイエンス社．
- 小荷田行男・浦達也・池野進・川内博・高橋邦年・若田部繁・水野敦子（2011）2008 年度関東地方におけるシラコバトの個体数と個体数密度．Strix，27．日本野鳥の会．
- 黒田長禮（1927）埼玉県下に産する二名鳥の人口育雛．鳥，7（32）．日本鳥学会．
- 黒田長久（1969）シラコバトの個体数調査．山階鳥類研究所研究報告，5（5）．山階鳥類研究所．
- 三島冬嗣（1957）シラコバトの観察．鳥獣集報，16（1）．林野庁．
- 日本鳥学会（2012）日本鳥類目録改訂第7版．
- 東京都公害局自然環境保護部（1975）東京都産鳥類目録 昭和49年度．
- 野口英夫（1943）草加付近の鳥．野鳥，10（9）．日本野鳥の会．
- 埼玉県環境部みどり自然課（2008）埼玉県レッドデータブック 2008 動物編．
- 埼玉県教育委員会（1978）埼玉県動物誌．
- 埼玉県教育委員会（1982）天然記念物緊急調査報告 越ヶ谷のシラコバト．埼玉県史跡名勝天然記念物調査報告書 第3集．
- 埼玉県農林部林務課（1967）「県民の鳥」シラコバト調査報告書．
- 高島春雄（1957）滅びゆく動物たち．中央公論社．
- 宇田川孝一（1967）県民の鳥「シラコバト」．どうぶつと動物園，19（2）．東京動物園協会．
- 宇田川龍男（1949）本邦産シラコバトに就て．鳥，12（59）．日本鳥学会．

【付録】

○文化財保護法に基づく諸手続について

1 文化財保護法の趣旨

文化財保護法は、「文化財を保存し、且つ、その活用を図り、もつて国民の文化的向上に資するとともに、世界文化の進歩に貢献することを目的【法第1条】」に、昭和25年に施行された法律である。

文化財には様々な種類があるが、天然記念物は「動物（生息地、繁殖地及び渡来地を含む）、植物（自生地を含む）及び地質鉱物（特異な自然の現象の生じている土地を含む）で我が国にとって学術上価値の高いもの【法第2条】」と定義されている。

天然記念物の指定は、文化財保護法の前身にあたる史蹟名勝天然記念物保存法が公布された大正8年から行われており、野生生物保護、自然保護の様々な法体系が整備される以前から、動植物・自然現象等の重要な保護手段となってきた。

現在でも、優れた自然の風景地を保護する「自然公園法」や、絶滅危惧種の保存を目的とした「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（種の保存法）」などとともに、学術的価値・文化的価値に主眼を置いた保護制度として役割を果たしている。

2 シラコバトの指定

「越ヶ谷のシラコバト」は、明治維新後の狩猟圧解禁や、戦中・戦後の乱獲によって個体数が激減したことを受けて、昭和31年（1956）に天然記念物に指定された。

指定理由は、「特有の産ではないが日本著名の動物としてその保存を必要とするもの」及び「家畜以外の動物で海外より我が国に移植され現時野生の状態にある著名なもの」とされている。

指定時の主な生息地が越谷市周辺であったことから、指定名称は「越ヶ谷の」となっているが、「トキ」や「カモシカ」などと同様、地域を定めない「種」としての指定であり、国内に生息する全てのシラコバトが文化財保護法による保護の対象である。

3 必要な事務手続き

文化財保護の基本的な考え方として、国の指定であっても、文化財が所在する県や市町村が、地元の宝として主体的に保護に取り組むことが基本とな

っており、各種の許可申請や届出の際には、地元市町村の教育委員会から県教育委員会を経由して、文化庁に進達を行うことが必要となる。

文化財保護法では、指定対象の現状を変更する行為や、保存に影響を及ぼす行為を規制することにより、保護を図ることが基本となっている。シラコバトについても、野生個体やその巣に手を触れたり、飼育個体を移動させたり放鳥したりする場合などには、あらかじめ地元教育委員会を通じて文化庁担当官と十分な協議を行った上で許可申請を行い、文化庁長官の許可を受ける必要がある。（軽微なものについては、市・県に許可権限が委任されている行為もある。）

ただし、シラコバトが衰弱している場合の救護措置や、非常災害のために応急の措置をとる場合などは、例外として許可は必要ない（速やかに連絡・報告が必要）。

また、指定対象の置かれた状況を把握し適切な保護措置を講じるため、文化財に「毀損」や「滅失」が生じた際には、届出が必要である。シラコバトの場合、死亡している野生個体を発見した場合や、飼育個体に通常の繁殖・死亡のサイクルとは異なる事故等があった場合が、これにあたる。

4 連絡先

- ・市町村教育委員会 文化財主管課

各市役所・町村役場にお問い合わせください。

- ・埼玉県 教育局 市町村支援部 生涯学習文化財課 指定文化財保護担当

〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂 3-15-1

Tel. 048-830-6981 Fax. 048-830-4965

5 様式

- ・現状変更等許可申請書
- ・現状変更等終了報告書
- ・滅失届

- ※ 文化財保護の観点から許可されうる内容になるよう、事前に文化庁と協議を行い、準備を進める必要があります。そのためには、必要性、手法の妥当性、リスク管理などについて、十分に説明する必要があります。現状変更等の計画がある場合には、早めに市町村教育委員会文化財主管課を通じ、県教育委員会生涯学習文化財課に御連絡ください。

〇〇第 号
平成〇〇年〇月〇日

文化庁長官 様

(申請者)

天然記念物現状変更等許可申請書

国指定天然記念物越ヶ谷のシラコバトについて現状変更（保存に影響を及ぼす行為）をしたいので、文化財保護法第125条第1項の規定に基づき、下記の通り申請します。

記

- 1 史跡、名勝又は天然記念物の別及び名称
天然記念物 越ヶ谷のシラコバト
- 2 指定年月日
昭和31年1月14日
- 3 史跡、名勝又は天然記念物の所在地
地域を定めず
- 4 所有者の氏名又は名称及び住所
なし（飼育個体の場合、所有者・管理者等を記載）
- 5 権限に基づく占有者の氏名又は名称及び住所
なし
- 6 管理団体がある場合はその名称及び事務所の所在地
なし
- 7 管理責任者がある場合はその氏名及び住所
なし

- 8 許可申請者の氏名及び住所又は名称及び代表者の氏名並びに事務所の所在地
- 9 史跡、名勝又は天然記念物の現状変更又は保存に影響を及ぼす行為を必要とする理由
(目的、必要性、文化財保護上の意義等を記載)
- 10 現状変更等の内容及び実施の方法
- 11 現状変更等により生ずる物件の滅失若しくはき損又は景観の変化その他現状変更等が史跡、名勝又は天然記念物に及ぼす影響に関する事項
・・・のため、滅失・き損は生じない。また、・・・の配慮を行ったため、天然記念物の保存に及ぼす影響は小さいと考えられる。
- 12 現状変更等の開始及び終了の予定時期
開始日 許可され次第
終了日 ○年○月○日
- 13 現状変更等に係る地域の地番
- 14 現状変更等に係る工事その他の行為の施行者の名称及び代表者の氏名並びに事務所の所在地
(わかる範囲で記載)
- 15 その他参考となるべき事項
(必要に応じて)

添付書類

(現状変更等の設計仕様書及び設計図、現状変更等を行おうとする場所の地図・写真、現状変更等を必要とする理由を証する関連資料、等)

〇〇第 号
平成〇〇年〇月〇日

文化庁長官 様

(報告者)

天然記念物現状変更等終了報告書

〇年〇月〇日〇〇第〇〇号で許可のありました国指定天然記念物越ヶ谷のシラコバトの現状変更（保存に影響を及ぼす行為）について、下記のとおり終了しましたので報告します。

記

- 1 史跡、名勝又は天然記念物の別及び名称
天然記念物 越ヶ谷のシラコバト
- 2 指定年月日
昭和31年1月14日
- 3 史跡、名勝又は天然記念物の所在地
地域を定めず
- 4 所有者の氏名又は名称及び住所
なし（飼育個体の場合、所有者・管理者等を記載）
- 5 権限に基づく占有者の氏名又は名称及び住所
なし
- 6 管理団体がある場合はその名称及び事務所の所在地
なし
- 7 管理責任者がある場合はその氏名及び住所
なし
- 8 許可申請者の氏名及び住所又は名称及び代表者の氏名並びに事務所の所在地

9 史跡、名勝又は天然記念物の現状変更又は保存に影響を及ぼす行為を必要とした理由

(目的、必要性、文化財保護上の意義等を記載)

10 現状変更等の内容及び実施の方法

11 現状変更等により生じた物件の滅失若しくはき損又は景観の変化その他現状変更等が史跡、名勝又は天然記念物に及ぼした影響に関する事項

滅失・き損は生じなかった。また、・・・の配慮を行ったため、天然記念物の保存に及ぼす影響は小さかったと考えられる。

12 現状変更等の開始日及び終了日

開始日 ○年○月○日

終了日 ○年○月○日

13 現状変更等に係る地域の地番

14 現状変更等に係る工事その他の行為の施行者の名称及び代表者の氏名並びに事務所の所在地

15 その他参考となるべき事項

添付書類

(現状変更等の記録・写真、現状変更等を行った場所の地図・写真、等)

※ シラコバトの滅失が発生した場合には、速やかに当該市町村教育委員会文化財主管課を通じ、県教育委員会生涯学習文化財課に御連絡ください。

〇〇第 号
平成〇〇年〇月〇日

文化庁長官 様

(届出者)

天然記念物「越ヶ谷のシラコバト」の滅失届について

特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の管理に関する届出書等に関する規則第6条により、関係書類を添えて下記のとおり報告します。

記

- 1 史跡、名勝又は天然記念物の別及び名称
天然記念物 越ヶ谷のシラコバト
- 2 指定年月日
昭和31年1月14日
- 3 史跡、名勝又は天然記念物の所在地
地域を定めず
- 4 所有者の氏名又は名称及び住所
なし（飼育個体の場合、所有者・管理者等を記載）
- 5 管理責任者がある場合はその氏名及び住所
なし
（文化財保護法に基づき指定された管理責任者。必ず「なし」と記載）
- 6 管理団体がある場合はその名称及び事務所の所在地
なし
（文化財保護法に基づき指定された管理団体。必ず「なし」と記載）
- 7 滅失の事実の生じた日時
〇年〇月〇日〇時頃（詳しくわからなければ、わかる範囲で記載）

- 8 滅失の事実の生じた当時における管理の状況
(日常管理の状況、滅失時の状況を記載)
- 9 滅失の原因
(詳しくわからなければ、わかる範囲で記載)
- 10 滅失の事実を知った日
○年○月○日○時頃
- 11 滅失の事実を知った後に取られた措置その他参考となるべき事項
(教育委員会への連絡状況、滅失個体の取り扱い、再発防止策等を記載)

添付書類

(滅失の状態を示す写真・図面、滅失の生じた位置図、再発防止策の詳細等)